

2023年 L P ガス事故概要

2024年3月末時点の情報に基づき作成されているため、内容に変更等があり得ます。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時刻	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2023/1/8	神奈川県 秦野市	C2級	漏えい	一般住宅	17:15	高圧ホースの締め付けパイプ損傷による漏えい	2023年1月8日(日)17時頃、消費者から販売事業者に、ガスが出ないとの連絡があり、販売事業者の担当者が現場に急行した。貯蔵設備(容器)を確認したところ、容器から高圧ホースが何らかの要因により破損し外れていることを確認した。このため、直ちに容器のバルブを閉止する処置を行った。なお、ガスの漏えい量は、容器の残量から計算し0.3kg程度と推定される。 一次原因は、高圧ホースの締め付けパイプに強い衝撃が加わり、容器バルブ用の特殊ネジ(POL)の強度を超えたため、折れに至ったと推定される。二次原因は、現時点で不明である。	高圧ホース	I・T・O(株)	NA6P	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指導した。対策として販売事業者は、消費者のガス使用量が以前より減少したことから、50kg容器から20kg容器に変更することを消費者の了解を得た。これにより、容器交換時等供給設備点検の回数を増やすこととした。
2023/1/11	福岡県 北九州市	C2級	漏えい	一般住宅	13:20	一般消費者の配管損傷による漏えい	2023年1月11日(水)13時20分頃、消費者よりガス配管を切断したとの連絡があり出動。現地到着後、ガスの供給を停止し、漏えい箇所を確認した。既存配管使用が不可能の為、仮設配管にて対応を行った。気密試験、漏えい検査を実施し異常が無いことを確認し17時30分仮設配管にて供給再開した。 17時05分頃に現場に到着した販売事業者社員1名が、周辺のガス濃度を検知器で確認したが、ガスの滞留はなかった。その後、ボンベ(2本)、高圧ホース及び調整器を交換した。18時50分に自記圧力計により漏えい検査を行い、ガス漏れがないことを確認し、19時00分頃、ガスの使用を再開した。 なお、ガスメーター使用量及びボンベ荷重から17kg程度の高圧ガスが漏えいしたものと推定される。 原因は、屋根からの落雪により、ボンベと調整器を連結している高圧ホースの片側のねじ込み式継手部分の折損によるもの。	供給管(白管 (不明(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に敷地内に埋設配管のある消費者に対して、掘削工事等を行う際にはガス供給事業者に事前に連絡し埋設管の位置等の確認を行うよう周知を行うことを口頭で指導した。 対策として販売事業者は消費者に対し、宅内で他工事を行う際には連絡をするよう周知を行った。
2023/1/13	岩手県盛岡市	C2級	漏えい	一般住宅	16:35	落雪に伴うガスメーターの高圧ホースと継手部分の損傷による漏えい	2023年1月13日(金)16時35分頃、屋根からの落雪がボンベ2本(1本は予備)を連結している高圧ホースから調整器に至る継手部分を直撃したことにより、ガスメーターの継ぎ手部分が折損し、ガス漏えいに至ったと思われる。落雪により大きな音が生じたため、消費者が外に出たところ、ガス配管の損傷によるガス漏れを発見したため、ボンベのバルブを閉止し、販売事業者に通報した。調整器を壁際に設置する等の雪害対策は行われていなかった。 17時05分頃に現場に到着した販売事業者社員1名が、周辺のガス濃度を検知器で確認したが、ガスの滞留はなかった。その後、ボンベ(2本)、高圧ホース及び調整器を交換した。18時50分に自記圧力計により漏えい検査を行い、ガス漏れがないことを確認し、19時00分頃、ガスの使用を再開した。 なお、ガスメーター使用量及びボンベ荷重から17kg程度の高圧ガスが漏えいしたものと推定される。 原因は、屋根からの落雪により、ボンベと調整器を連結している高圧ホースの片側のねじ込み式継手部分の折損によるもの。	高圧ホース	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 1. ガス設備修理後の自記圧計による気密試験結果記録を確認した。 2. ガス漏れ等の事故があった場合は、遅滞なく県に通報するとともに、速やかに事故報告書を提出するよう指導した。 対策として販売事業者は、ボンベ容器と調整器の接続部の位置を、落雪の影響のない壁面側に変更した。これまで容器交換時のほか定期的に屋根の積雪状況を確認し、雪落としを行ってきたが、今後も定期的及び積雪時に点検し事故防止を図る。また、積雪が無くなり次第、落雪のない場所への容器位置等の変更を検討する。
2023/1/13	千葉県勝浦市	C2級	漏えい	事務所	9:00	配管の腐食による漏えい	容器交換を実施していた委託業者がガスメーターで異常を確認し販売事業者に連絡。現地を確認したところ、2階の底(ひさし)に敷設していたPLV管(硬質塩化ビニール配管)に腐食している箇所があり、そこから漏えいしているのを発見した。当該箇所を応急処置として配管補修用(LLFA)テープで修理し、漏えい試験を行い漏えいしていないことを確認し撤収した。2023年2月6日(月)に配管を取り替えて補修完了。 原因は、塩害(鳥糞等)での腐食によるもの。	配管(塩化ビニル被覆鋼管 (本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届書の提出を指示。 ・LPガス事故の対象について適切に把握し、今後は事故が発生した際に速やかに報告するよう指導した。 対策として販売事業者は、腐食場所の配管除去及び交換を実施した。
2023/1/14	島根県雲南市	C2級	漏えい	学校等	10:06	他工事業者(電気工事業者)による埋設配管損傷に伴う漏えい	2023年1月14日(土)10時6分頃 電気工事業者から、ガス管を損傷させてしまいガス臭いと販売事業者へ連絡が入る。電気工事業者が敷地内を重機にて掘削工事中に埋設されていたガス管(ポリエチレン管)を損傷させたことにより、LPガス漏えいが発生。漏えい直後マイコンメーターによりガスは遮断され二次災害及び人員被害はなかった。また、ガス遮断後、集中監視により集中監視センターからも販売事業者へ連絡があり出動の上対応を行った。埋設管深さは1m。 なお、電気工事業者又は消費者から販売事業者に対しガス管の埋設位置など事前連絡はなかった。 一次原因は、電気工事業者が工事の際、ガス管の埋設及び位置など確認を行わなかったことによるもの。二次原因は消費者及び電気工事業者から販売事業者へ工事事前連絡が無かったことによるもの。	配管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故情報の報告及び迅速な報告を求めた。 対策として販売事業者は、消費者及び電気設備工事事業者に対し掘削工事を実施する際は、連絡をして頂くよう周知を行った。
2023/1/21	北海道江別市	C2級	漏えい	共同住宅	21:24	凍上に伴う供給管の損傷による漏えい	2023年1月21日(土)21時24分、通行人から販売事業者に対し、容器置場周辺でシューシューという音がするとともに、ガス臭がする旨の電話連絡があった。たまたま通行人が液石法の資格保持者であったため、応急措置として閉栓を依頼し、当該通行人が閉栓した。現場に向かうとともに、消防及び共同住宅の管理会社に連絡した。21時43分、現場に到着し、集合管と調整器の接続部が損傷しているのを確認。損傷した集合管を取り外すとともに、プラグ止めをした。作業完了後、消防立ち合いの下でガスの漏えいがないことを確認し、その日はガス供給を停止して対応を終了した。翌22日(日)午前、漏えいのないことを確認した上で、調整器の正常側を利用して供給を開始し、仮復旧とした。調整器については、入手でき次第、交換を行う。 一次原因は、集合管と調整器の接続部分に過剰な力がかかり、破損、漏えいに至ったことによるもの。 二次原因は、容器が凍上により押し上げられ、当該容器が調整器出口側の供給管に接触して調整器を押し上げたことによるもの。	供給管(SGP (本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し以下の内容で口頭指導した。 ・配送会社および保安機関に対して、本事例の周知および再発防止の注意喚起を行うこと。 ・供給設備の設計、施工時についても容器と配管の位置関係に留意するなど、再発防止に向けて取り組むこと。 対策として販売事業者は、容器配送時に容器が配管部分に接しないよう配送会社に通知した。
2023/1/22	福島県郡山市	C2級	漏えい	その他店舗	19:15	容器バルブと高圧ホース接続部の角リングの劣化による漏えい	2023年1月22日(日)19時15分頃、店舗付近でガス漏れの通報。同日19時35分頃作業員が到着し、ボンベ庫内の50kg容器(サイフォン付き)1本の高圧ホース接続部からのガス漏えいを確認。すぐに容器バルブを閉めて漏えいを止めた。(当該店舗では空調にLPガスを利用している。) 原因は、容器バルブと高圧ホース接続部の角リングの劣化によるもの。	高圧ホース	(株)桂精機製作所	HSBA-650L	・ガス放出防止器あり ・マイコンKL-40あり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、ボンベ庫内の高圧ホースの角リング(〇リングの一種)を点検し劣化しているものについては交換を実施。また、今後は容器交換時に〇リングの状況を必ず確認し、劣化している場合にはその場で交換するよう徹底する。
2023/1/24	長崎県諫早市	C2級	漏えい	一般住宅	13:01	他工事業者(下水道工事業者)による埋設配管損傷に伴う漏えい	2024年1月24日(火)13時頃、他工事業者が下水道工事施工時、屋外コンクリート床を電動カッターで切断作業中、埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。当該ガスメーターが流量オーバー(C表示)で遮断したため販売事業者へ連絡があり、販売事業者にて調査したところコンクリートカッターによるガス管損傷を確認した。漏えいしたガスへの着火・爆発はなかった。当日は損傷した埋設配管を切り離し仮設配管にて供給を行い、後日配管のやり替えを予定。 一次原因は、コンクリートカッターによる埋設ガス管の損傷による漏えいによるもの。 二次原因は、埋設管の確認不足、販売事業者へ事前の工事連絡なし、埋設配管の深度の不足によるもの。	配管(ポリエチレン被覆鋼管20A(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告・再発防止対策を指示した。 対策として販売事業者は、リフォーム等の施工時には販売事業者への事前連絡をするよう、開栓時及び定期保安調査時等に周知を確実に行う。また、埋設管の埋設深さを管種により適切な深さで施工する。
2023/1/28	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	9:19	気温低下に伴う調整器内のダイヤフラム固着による漏えい	2023年1月28日(土)9時19分、消防に「屋外にあるプロパンボンベからLPガスが漏えいしている。」との通報があり、消防が出動した。 ・現場に到着した消防が、建物の東面に設置されたLPガス容器の調整器からLPガスの漏えいを確認したため、当該容器のバルブを閉止した。 ・消防からの要請により保安機関が現場に到着し、漏えい箇所をガス検知器で調査したところ、調整器の切り替えレバー部分でLPガスを検知した。 ・保安機関から連絡を受けた販売事業者が当該漏えい箇所である調整器本体と高圧ホースの交換作業を実施後、ガスの漏えいがないことを確認した。 一次原因は、調整器本体からガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、気温低下により調整器内のダイヤフラム(薄膜)が固着したことによるもの。	調整器(自動切替式)	不明	NK10	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し調整器の製造から10年以上を経過したものについて、至急漏えいがないか確認し報告するよう指導した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・毎月の検計時に調整器周りの確認を実施する。 ・同様の経過年数の調整器が他の物件にあるため、早急に交換を実施する。
2023/1/28	福島県 猪苗代町	C2級	漏えい	一般住宅	2:45	配送業者の高圧ホース締め忘れによる漏えい	2023年1月27日(金)7時00分頃、緊急遮断弁が作動した信号を受信。この際消費者と話をし、ボンベAのバルブを開閉して頂き復帰した。 2023年1月28日(土)15時00分頃、緊急遮断弁が作動した信号を受信し、販売事業者により現地確認したところ、容器内は空になっていたことを確認した。ガス臭等もなく、被害も確認されなかった。事故原因を究明したところ、2023年1月10日(火)に需要先に設置された2本の50kgボンベのうち1本を交換した際に、本来交換すべきだったボンベBではなく、ボンベAを交換するためにA側の高圧ホースを緩めたところで間違いに気づき、緩めた高圧ホースを再び締め直さずに、ボンベBを交換・点検して退去した。切り替わってボンベAからの供給時に、緩んだ高圧ホースとの接続部からガスが放出され、早期に容器内が空になり緊急遮断したものも推定される。 一次原因は、高圧ホースの緩みの開め忘れによるもの。 二次原因は、交換担当者の認識誤り、及び原状復帰の失念によるもの。	高圧ホース	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告書の提出を指示した。 対策として販売事業者は、配送業務時の作業手順の再確認、徹底及び配送に用いる全ての車両に、チェック項目を掲示した。
2023/1/31	北海道赤平市	C2級	漏えい	共同住宅	18:30	落雪に伴うメータス栓の破損による漏えい	2023年1月31日(火)18時30分頃、消費者が玄関先からガス臭がする旨を緊急時連絡先に通報。受電した保安機関から直ちに販売事業者に連絡し、販売事業者の保安資格者が18時50分頃現地に到着したところガス臭を確認した。当該住宅の末端ガス栓から自記圧力計による漏えい試験を実施したところ、圧力降下と玄関付近でのガス臭が確認された事から、ガスの供給を停止した。事故当日の屋根に屋根の雪庇が落ちたことでもあったため検知器にて調査したところ、隣室(空き部屋)のガスメーター上流の中間ガス栓の変形による微量漏れが確認されたため、当該中間ガス栓上流の分岐部分から供給管を撤去し、プラグ止めを行い対応。再度自記圧力計による漏えい試験を実施し、圧力降下がないことを確認し、換気をしてガス臭が消えたことを消費者と住宅管理者と確認、検知器による室内検査を行い、ガスの滞留のなくなったことを確認し、ガスの供給を再開した。なお、推定漏えい量は約10kg。 一次原因は、屋根上の雪玉塊が落下し、供給管に当たったことによる、ガスメーター上流の中間ガス栓の損傷によるもの。 二次原因は、雪害(落雪)によるもの。	中間ガス栓	YAZAKI	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し市と相談して再発防止策を講じるよう指導した。 対策として販売事業者は、共同住宅のメイン供給管から分岐している他の空き部屋への供給管について、分岐継手以降を撤去し、継手部分をプラグ止めする方向で住宅管理者と調整中。

2023年 L P ガス事故概要

2024年3月末時点の情報に基づき作成されているため、内容に変更等があり得ます。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時刻	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2023/2/1	鳥取県倉吉市	C2級	漏えい	その他 (作業場)	10:00	老朽化した物置の屋根が雪の重さで崩れて配管に接触し漏えい	雪の重さにより、老朽化した物置屋根の一部が崩壊し、崩れた屋根がガス配管にあたり損傷。その衝撃でガス配管の接続部から微少の漏えいが続いた(20m ² ～25m ²)と思われる。作業場に隣接した物置であるが、普段はあまり人が出入りしない場所であり、雪で屋根が崩れたことにも気がついていなかった。大雪がおさまった後、LPガス容器配送に行った際に物置屋根の一部損傷とその屋根がぶつかった配管の接続部からの微少漏えいを発見。発見当日、配管修理工事を行い復旧した。 原因は、老朽化した物置の屋根が、大雪の重さに耐えることが出来ず一部損傷し崩れ、その崩れた屋根がガス配管に接触したと推定される。	配管(SGP管 (不明(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集及び産業保安監督部への報告を指示した。 対策として販売事業者は、屋根自体が既に崩れてしまっているため、そのまま撤去の方向で対応する。
2023/2/7	鹿児島県 鹿屋市	C2級	漏えい	一般住宅	19:30	配送業者の高圧ホースのつなぎ忘れによる漏えい ＜法令違反＞ 液石法第16条の2	2023年2月7日(火)19時30分頃に消費者がガス臭に気づき、屋外からする「シュー」という音を辿っていくと容器付近でガス臭が強くなり、高圧ホースからガスが漏えいしていたため、容器バルブを閉じて販売事業者に連絡。同日19時45分頃に販売事業者の担当者が現地に到着し確認したところ、50kg容器2本立のうち1本の高圧ホースが容器に接続されていなかった。調整器の切替レバーは接続されていない方を向いていた。同日8時30分頃に配送センターが容器交換をしており交換後に高圧ホースをつなぎ忘れ、その後、消費者が帰宅しガスを使用したときに高圧ホース内の圧力が変動し逆止弁が作動しなくなり漏えいしたと推測される。(容器交換時は高圧ホースの逆止弁が作動していたのでガスの漏えいもなく配送員も気付かず現場を離れたと推測される。) 一次原因は、高圧ホースと容器が接続されていなかったのがガスが漏えいしガス臭がしたものである。 二次原因は、配送員が「容器交換マニュアル」とは異なる手順で作業をしたことで高圧ホースと容器をつなぎ忘れ、尚且つ容器交換後の確認を怠ったことにより事故に繋がったもの。	高圧ホース	桂精機	BH-065	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故概要を整理し、事故報告書等を作成、提出するよう指示した。 対策として販売事業者は、容器交換時点検のマニュアルに則って作業することを徹底した。
2023/2/8	岩手県盛岡市	C2級	漏えい	一般住宅	21:00	落雪に伴う高圧ホースの継手部分の折損による漏えい	2023年2月8日(水)21時00分頃、平屋の住宅の屋根からの落雪により、ポンペ(50kg容器2本)と調整器を繋ぐ高圧ホースのポンペ側の継手部分が折損して、漏えいに至った。落雪の音を聞いた消費者がポンペ周辺を確認したが、その時点では異常は認められなかったが、翌日10時00分頃、同住宅で開業している関係者(消費者)が配管から外れてガスが漏えいしていることを発見し販売事業者に連絡した。販売事業者は、容器バルブの閉止を依頼。社員現場に急行しガスの滞留が無いかガス検知器で検査したがガスの反応は認められなかった。その後、ガスメーター及び調整器を交換し、ガス容器を50kg×2本(1本は予備)から20kg×2本に交換するとともに、落雪が影響しない場所にガス容器及びガスメーター等の設備を移設した。ガス設備修理を完了後、ガス検知器により漏えいを検査するとともに、屋内のガス機器等を点検しいずれも異常がないことを確認し、17時10分頃 ガス使用を再開した。なお、メーター使用量から70kg程度の高圧ガスが漏えいしたものと推定される。 一次原因は、高圧ホースのポンペ側継手が折損して漏えいしたことによるもの。 二次原因は、屋根からの落雪により、供給管とガスメーターの継手部分の折損によるもの。	高圧ホース	KATSURA	NX6	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 1 ガス設備修理後の自記圧力計による気密試験結果記録を確認した。 2 ガス漏れ等の事故があった場合は、遅滞なく県に通報するとともに、速やかに事故報告書を提出するよう指導した。 対策として販売事業者は、ポンペ容器及びガスメーター等の設置を、住宅敷地内の落雪の影響のない場所に移設した。
2023/2/9	宮崎県宮崎市	C1級	漏えい爆発	一般住宅	18:28	燃焼用ホースの亀裂からの漏えい爆発	2023年2月9日(木)18時28分頃、一般住宅のビルトインコンロに接続されていた燃焼器用ホースから液化石油ガスが漏えいし、火気に引火して爆発した。この影響により、当該住宅に住む1名が軽い火傷を負った。爆風は発生したものの、物的被害を及ぼす程の影響はなかった。事故の発生後の通報を受けて販売事業者職員が急行に到着した。事故発生箇所である燃焼器用ホースの長さが適切ではなく、コンロ下の引き出しと干渉していた事が原因と推定されたため、干渉しない長さのものに取り替える作業を実施し、同日19時00分に作業完了した。 一次原因は、ビルトインコンロに接続されていた燃焼器用ホースの長さが長く、コンロ下引き出しの開閉の度に干渉して無理な力が加わっていた。その長期の影響により、燃焼器用ホースの接続部根元に亀裂が発生してガスが漏えいし、火気に引火して爆発したと推定される。 二次原因は、燃焼器用ホースに無理な力が加わらないよう、引き出しの開閉時に干渉しない長さのものを使用すべきところを、長めのものを使用して施工したことによるもの。	燃焼器用ホース	桂精機製作所	FH10-SS-5	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故の詳細な内容を聴取する際に、同様の状況にある消費設備がないか確認し、あった場合には速やかに同様の措置を実施すること、及び新規に設置する消費設備については燃焼器用ホースに無理な力が加わらないよう考慮して設置することを指導した。 対策として販売事業者は、原因箇所である燃焼器用ホースが長く、コンロ下の引き出しと干渉していたため、干渉しない長さのものに取り替える作業を実施し、同日19時00分に作業完了した。
2023/2/11	北海道函館市	C2級	漏えい	共同住宅	14:49	落雪に伴う高圧ホースの切断による漏えい	2023年2月11日(土)14時49分、共同住宅の消費者より、落雪により屋外のLPガス設備よりガス臭がするとコールセンターに入電。緊急出動要員が出動し、15時10分に現場へ到着。通報を受けた消防が15時00分に現場へ到着しており、LPガス容器バルブは消防によって既に閉栓されていた。暖気で当該共同住宅の屋根に積もった雪が落下し、軒下にあったLPガス容器を直撃したことにより、設置容器50kg4本のうち予備側1本の高圧ホースが切断され、LPガスが漏えいしたものの。なお、LPガスの漏えい量は、高圧ホースを切断された容器を計量した結果、6.9kgと推定される。 一次原因は、当該共同住宅の屋根に積もった雪が暖気により落下し、容器に直撃したことにより高圧ホースを切断したことによるもの。 二次原因は、事故当日の函館市内の積雪量は48cmと、2月の年平均積雪41cmを超過しており、降雪量が多かったことも要因の一つと推定される。	高圧ホース	矢崎エナジーシステム(株)	RHS-600S	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し事故情報の報告を求めた。対策として販売事業者は、2023年2月13日(月)、落下した雪の直撃を受けた容器2本を一時的に回収した(雪解けまで安全を確保し、2023年4月に容器の設置場所を変更する)。
2023/2/12	岩手県盛岡市	C2級	漏えい	一般住宅	15:30	落雪に伴う高圧ホースの継手部分の折損による漏えい	2023年2月12日(日)15時30分頃、屋根からの落雪によりポンペと調整器を繋ぐ高圧ホースのポンペ側の継手部分が折損したことにより漏えいに至ったと思われる。事故住宅の隣家住民がガス臭に気づいて15時30分頃消防に連絡した。消防が15時43分頃現場に到着し、ポンペを閉止した。 15時50分頃、消防から都市ガス事業者にガス漏れ事故の連絡があり、都市ガス事業者は、販売事業者(LP)に連絡した。連絡を受けた販売事業者では、直ちに社員2名が現場に向かい、16時10分頃に現場に到着したあと、検知器でガス滞留がないことを確認したのち、高圧ホースと調整器、ポンペ2本を交換した。しかしながら、消費者が不在で自記圧力計による検査が実施できないため、消費者に帰宅後の同日19時40分頃、自記圧力計によるガス漏れの検査をして漏れがないことを確認し、20時20分頃、ガスの使用を再開した。なお、ガスメーター使用量及びポンペ荷重から8kg程度の高圧ガスが漏えいしたものと推定される。 一次原因は、高圧ホースのポンペ側継手が折損して漏えいしたことによるもの。 二次原因は、落雪によりポンペと調整器を繋ぐ高圧ホースのポンペ側の継手部分が折損したことによるもの。	高圧ホース	桂精機製作所	EH-2S	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 1. ガス設備修理後の自記圧力計による気密試験結果記録を確認した。 2. ガス漏れ等の事故があった場合は、遅滞なく県に通報するとともに、速やかに事故報告書を提出するよう指導した。 対策として販売事業者は、敷地が狭く、ガス容器等の移転が困難なため、ガス容器ホースの接続部を外壁側に向け、調整器(自動切替式に交換)を外壁に取り付けて、落雪による影響がないようにした。
2023/2/12	福岡県新宮町	C2級	漏えい爆発・火災	一般住宅	1:50	点火ミスによる風呂釜の漏えい爆発・火災	共同住宅の所有者より、一室の風呂釜付近から出火しているとの通報を受け販売事業者が現場に出動した。現場を確認したところ、消防によりポンペは閉栓されていた。消費者に状況を確認したところ、風呂釜の種火が上手く着火せずに操作を何度か繰り返していたところ、風呂釜付近が燃えていることに気づいたとのことだった。風呂釜部品の経年劣化等による点火不具合に気づかず操作を繰り返したことにより風呂釜本体にガスが滞留し、点火操作をした際に、引火・爆発し、火災に繋がったものと考えられる。 一次原因は、操作に不慣れな消費者による風呂釜の点火操作ミスによるもの。なお、今回は通常操作していた方では無く、不慣れな方が操作していたとのこと。二次原因は、製造から16年が経過しており、部品の経年劣化が推定される。 なお、当該機器は、保守部品の供給が継続されており、不具合に関しては部品交換で対応することができた。	風呂釜 (CF式)	ノーリツ	GS-1200P-E	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故発生状況の聞き取りを実施。販売事業者は、操作方法の周知を実施。また、10～15年経過した機器の使用状況(点火時の異音、種火がすぐ消える等不具合の有無)の確認及び買い替えの促進及び、風呂釜の周囲に可燃物を置かない等の注意喚起を実施。
2023/2/24	岩手県盛岡市	C2級	漏えい	一般住宅	20:50	落雪に伴う高圧ホースの継手部分の折損による漏えい	2023年2月24日(金)20時50分頃、住宅の屋根からの落雪(氷塊)により、ポンペ(50kg2本連結して供給)と調整器を繋ぐ高圧ホースのポンペ側の継手部分が折損して、漏えいに至った。落雪の音を聞いた消費者が外に出て確認したところ、ガス臭がしたため、20時56分頃、警察に110番通報した。警察署員がポンペ2本を閉止し、緊急時対応の保安機関に連絡。21時39分頃、保安機関が現場に到着したあと、検知器でガス滞留がないことを確認した。その後、販売事業者に連絡するとともに、ガス容器1本に単独調整器を接続し、検知器で家屋の外内でガス漏れがないことを確認後、21時55分頃、ガス供給を再開した。販売事業者は、消費者に対し翌25日に折損した高圧ホース連結管の交換を行う旨説明し、翌26日(土)10時10分頃、ポンペ2本及び高圧ホースを交換し、検知器でガス漏れがないことを確認して修理を完了した。なお、ガスメーター使用量及びポンペ荷重から4.3kg程度の高圧ガスが漏えいしたものと推定される。 一次原因は、高圧ホースのポンペ側継手が折損して漏えいしたことによるもの。 二次原因は、落雪によりポンペと調整器を繋ぐ高圧ホース連結管のポンペ側の継手部分が折損したことによるもの。	高圧ホース	KASTURA	NX6	・ガス放出防止器なし ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し以下の措置を実施。 1 ガス設備修理後の自記圧力計による気密試験結果記録を確認した。 2 ガス漏れ等の事故があった場合は、遅滞なく県に通報するとともに、速やかに事故報告書を提出するよう指導した。 対策として販売事業者は、敷地が狭く、ガス容器を防止するため、屋根に雪止めを設置することを検討する。また、ガス設備を守る屋根付きのプロテクター設置を検討する。
2023/2/25	北海道札幌市	C2級	漏えい	一般住宅	23:46	配送業者の高圧ホースのつなぎ忘れによる漏えい	2023年2月25日(土)23時46分、「ガス警報器が作動してガス臭い。」との通報を受けた消防が出動した。現場に到着した消防が、建物屋外に設置されたLPガス容器(20kg2本)付近でガス臭を確認するとともに、可燃性ガス測定器により可燃性ガスを検知したため、当該容器のバルブを閉止した。 消防から連絡を受けた保安機関の職員が現場に到着し点検を行ったところ、LPガス容器2本のうち、予備側の容器(1本)と高圧ホースが未接続であり、また、当該容器のバルブには封印用の赤キャップが付いていることを確認した。保安機関は販売事業者に連絡を行い、同事業者が予備側の容器と高圧ホースを接続して漏えい検査を実施し、ガスの漏えいがないことを確認して供給を再開した。 一次原因は、調整器の供給側の圧力が低下して予備側の弁が開放されたことで、予備側の容器と未接続の高圧ホースからLPガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、LPガス容器交換時、予備側の高圧ホースと容器の接続を忘れていたことによるもの。	高圧ホース	矢崎エナジーシステム(株)	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し当該事案発生事実及び再発防止の徹底について周知するよう指導した。 対策として販売事業者は、容器交換時の作業(ホースの接続状況、工具による締込、検知液によるLPガス漏えいの有無、容器バルブの開閉状況)について、再確認を徹底する。また、当該作業終了後、作業内容について車載のカードによる再確認を実施する。
2023/2/28	京都府 宇治田原町	C2級	漏えい	一般住宅	20:00	他工事業者(リフォーム業者)による床下フレキ管損傷に伴う漏えい	2023年2月28日(火)リフォーム業者が消費者宅で作業中に台所床下を通っているフレキ管を誤って釘打ちで破損させ、ガスが漏えいした。配管損傷後、すぐにLPガス容器のバルブを閉止した。連絡を受けた販売事業者が破損した配管の修繕を試みたが当日修繕が出来なかったため、閉栓にて処置。後日、配管修繕済み。 一次原因は、リフォーム工事中に釘打ちで床下フレキ管を破損したことによるもの。 二次原因は、リフォーム業者がガス配管の位置をしっかりと確認せずに作業したため破損したことによるもの。	配管(配管用フレキ管(不明(隠べい)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、リフォーム業者と消費者に、工事を行う前に販売事業者と連絡を入れ、協議後に工事を行なうよう、周知を行った。
2023/2/28	新潟県 新発田市	C2級	漏えい	一般住宅	9:35	他工事業者(下水道業者)による埋設供給管損傷に伴う漏えい	下水道工事中に、消費者宅地内の玄関前敷地を重機で掘削中に、埋設ガス管を引っ掛けて配管を損傷しガスが漏えい。当日中に販売事業者が、配管取替工事を行い復旧した。翌日再検査にてガスの漏えいがない事を確認後、供給を再開した。 原因は、昨年末より下水道工事業者による継続的な下水道工事が行われており、事前に販売事業者から埋設管図面の提供が行われていたが、その図面の消費者宅地内は、ガス管の位置把握が困難な程度の精度しか無く、下水道工事業者が「ガス管はそこにないだろう」思考で作業を進める結果となり、誤って配管を損傷してしまったことによるもの。 一次原因は、下水道工事業者がガス管が埋設されている事がわかっていたのに、手堀りなど慎重な対応を行ったこと。 二次原因は、ガス販売事業者が、ガス管の位置把握が困難な程度の精度しか無い図面を他工事業者に提供しなかったこと。(本来であれば、販売事業者が工事に立ち合うなど、より慎重な対応が求められる状況である。)	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し原因の究明及び再発防止策を指示した。 対策として販売事業者は、重機で深堀りする前に人為的な作業で堀り進めてガス管がない事を確認してから、重機作業を始める事を下水道工事業者に徹底してもらうよう周知する。

2023年 L P ガス事故概要

2024年3月末時点の情報に基づき作成されているため、内容に変更等があり得ます。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時刻	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2023/3/1	埼玉県蕨市	C2級	漏えい	共同住宅	10:58	他工事業者（タイ ル工事業者）による配管損傷に伴う漏えい	2023年3月1日（水）10時58分 当該販売事業者における供給先集合住宅（12戸）において、他工事業者（タイル工事業者）より所り作業中に埋設ガス管（消費側）を破損し、ガスが漏えいしている旨の入電あり、緊急出動。（他工事業者へポンペバルブ閉栓を指示、ガスメーターは流量オーバーにより自動遮断した。） 同日12時15分 当該箇所修繕完了。自記圧力計にて漏えい検査を実施、漏えいがないことを確認し供給を再開。 一次原因は、他工事業者が埋設ガス管を破損したこと。 二次原因は、他工事業者が工事前に、販売事業者に連絡をしなかったことによるもの。	配管（配管用フレキ管（本管（埋設部）））	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・管理会社へ他工事業者が工事前に販売事業者に連絡する旨周知徹底（注意喚起）。 ・保安教育等での情報共有。
2023/3/2	愛知県南知多町	C2級	漏えい	その他（駐在所）	11:35	他工事業者（外壁塗装業者）による配管損傷に伴う漏えい	2023年3月2日（木）11時35分頃 外壁塗装工事業者が塗装を剥離するためサンダーにて作業を行っていたところ、誤って屋外フレキ管（10A）を損傷しガスが漏えいした。当該工事会社は直ちに販売事業者へ「ガス管を損傷した」と通報。保安機関（緊急時対応）によりポンペバルブ閉止。（ガスメーターは安全装置による遮断状態。）引き継いだ販売事業者社員により、15時05分 仮設管工事実施。気密・漏えい試験にて合格を確認し、復旧完了。 原因は、消費者の敷地内で外壁塗装業者が、ガス配管の存在を確認せずに外壁の剥離作業を行ったことによるもの。	配管（配管用フレキ管（本管（隠べい）））	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し再発防止の徹底を指示し、担当者がその旨承知したことを確認した。 なお、事故届受領の際、販売事業者担当者から事情を聴取り、事故の程度や対応、その後の再発防止対策について事故報告書の記載のとおりで妥当であると判断した。 対策として販売事業者は、消費者へガス配管付近で作業をされる場合や外壁塗装工事やリフォーム工事を行う場合は、販売事業者へ連絡するように周知をした。
2023/3/4	岐阜県美濃加茂市	C2級	漏えい	共同住宅	12:45	配管の腐食による漏えい	2023年3月4日（土）12時45分・共同住宅の消費者が、ガス臭を覚知し119番通報。連絡を受けた販売事業者が、露出部分のガス設備を調査するも異常なし。しかし、ガスメーターは「異常流量遮断」状態で復帰できなかったため、隠蔽部での漏えいが疑われるが消費者の都合で調査出来なかったため、一時閉栓しガスの供給を停止する。（供給再開までは給湯器は仮設供給で、ガスコンロはカセットコンロ貸出で対応頂く。） 2023年3月8日（水）改めて漏えい箇所調査を実施するが、床下隠蔽部確認用の点検口等が無いため、漏えい箇所を調査・確認できず。そのため、別系統で配管を新設して修繕を完了。 一次原因は、ガス配管がほぼ全てが隠蔽部であり、また、建物に点検口等が存在しないため、漏えい箇所を目視・確認できないため不明である。 二次原因は、管種は白ガス管であり床下隠蔽部に設置されているため、侵入した雨水や湿気による腐食劣化が起因した漏えいと推定される。	配管（白管（不明（隠べい部）））	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し周知の徹底、再確認を依頼した。 対策として販売事業者は、既設ガス配管とは別系統でガス配管を新設した。また、同形状の他号室についても同様の漏えいが懸念されることから、建物所有者・管理者に本件について説明。今回の対応を予防安全として実施することを提案した。
2023/3/6	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	2:03	低温により凍結による調整器の通気口からの漏えい	2023年3月6日（月）2時3分・消防に「建物前で明らかなガスの臭気がする。」と消費者から通報があり消防が出動。連絡を受けた保安機関の職員が、LPガス調整器本体が凍結しているのを確認し、ガス検知器で検査を実施したところ、当該調整器の通気口からガスを検知したため、容器のバルブを閉止した。 保安機関から連絡を受けた販売事業者が、調整器の交換を実施し、復旧した。 一次原因は、調整器の通気口からガスが漏えいしたことによるもの。 二次原因は、建物屋上からの雪解け水が調整器に接触し、低温により凍結したことによるもの。	調整器（自動切替式）	I・T・O（株）	AX20BHL	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し当該事案発生事実及び再発防止の徹底について周知するよう指導した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・調整器上部にカバーを被せて、雪解け水が直接かからないよう処置を実施済み。 ・雪解け後に調整器の上部に雨だれ除けの庇を設置する。
2023/3/7	鳥取県境港市	C2級	漏えい	一般住宅	11:36	他工事業者（リフォーム業者）による配管損傷に伴う漏えい	2023年3月7日（火）11時36分に集中監視システムによりCO遮断（流量超過）を受信したため消費者へ電話連絡。現在外出中で家は浴室リフォーム業者が工事中のためCO遮断のままとする。消費者が帰宅後、ガスを使用するためガスメーターの復帰を試みるが復帰出来ず集中監視センターより、販売事業者に連絡が入ったのが21時10分頃となった。担当者が現地へ駆け付けてガス配管損傷を確認。応急処置としてポンペのバルブ閉止と破損箇所をテープにて補強し、翌日（3月8日（水）13時30分頃）破損箇所の復旧作業を完了した。 原因は、リフォーム業者がグラインダーにて仮設中のガス管（フレキパイプ15A）に約1cmの傷を負わせ損傷しガス漏れしたと推定。 なお、工事はガス臭もなく気が付かなかったとの事。	配管（配管用フレキ管（本管（露出部）））	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンその他あり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集と産業保安監督部への報告を指導した。 対策として販売事業者は、再度、リフォーム工業者にガス配管の確認を周知した。
2023/3/9	愛媛県松山市	C2級	漏えい	共同住宅	10:23	ガスコンロ内部の部品の経年劣化による漏えい	2023年3月9日（木）ガス警報器が鳴っているとの連絡が、近隣住民から集合住宅管理会社に入り、同社より販売事業者、警察および消防へ連絡が入った。販売事業者が現場に到着した際はガス警報器の鳴動は停止しており、マイコンメーターが『BCガス止P』（ガス切れで配管のガス圧が低下）と表示され、供給停止状態であった。なお、ガス警報器とマイコンメーターは連動していない。呼び鈴等で呼びかけをしたが反応がなく、錠錠状態であったため、警察・消防により開錠したところ消費者（入居者）は在宅していたが、高齢で難聴の方であったため、ガス警報器及び呼び鈴等に気付かなかったとのこと。販売事業者による漏えい検査の結果、ガス供給配管及び消費配管には異常はなく、居室備え付けのガスコンロからの漏えいを確認した。なお、漏えい量は微量であり、人的及び物的被害はなし。 原因は、集合住宅建築当初（築47年）から使用されていると考えられるガスコンロ内部の部品の経年劣化によるものと推定される。	家庭用一口コンロ	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置（耐震）あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し消費者（入居者）にガスコンロの使用禁止を説明し、ヒューズガス栓へのゴム管キャップの取付及び誤開栓防止用閉栓カバーの取付を実施するよう指導した。 対策として県から販売事業者に以下の内容を指導。 ・全ての消費者（入居者）に対して、注意喚起を行うよう指導する。 ・必要に応じて点検及び交換を実施するよう併せて指導する。
2023/3/10	福井県若狭町	C1級	漏えい爆発・火災	飲食店	17:55	点火ミスによる漏えい爆発・火災 ＜法令違反＞法第27条第1項第4号	2023年3月10日（金）17時40分頃、消費者（コーヒー店の店長）から販売事業者に対し、コーヒー豆焙煎器付属の点火パイロットバーナーを折損したので至急交換してほしいと修理依頼があり現場出動。消費者は、販売事業者へ連絡する前に点火棒でメインバーナーに点火を試みて両手に火傷を負っていた。点火パイロットバーナーは販売事業者では修理できないものであったため、メーカーへの修理依頼を要請した。その際、消費者からガス漏れの検査依頼があったが、販売事業者はガス検知器を携帯していなかったこと、また18時から別の業務の予定があったため、検知器を用いない検査方法（＝通常は実施しない）で漏えい確認を実施した。ガスメーターのフローチェッカー及びガス警報器の不鳴動を確認してから、点火棒でメインバーナーに点火したところ爆発が発生したものの。 一次原因は、ガスメーターのフローチェッカーが回っていなかったことと、ガス警報器が鳴動していなかったことにより、ガス漏れと滞留がないものと誤認した状態でメインバーナーに点火したことによる機器取扱いミスによるもの。 二次原因は、消費者から連絡を受けた際、現状を聞き出し、ガス漏れの可能性を考慮することや、ガス器具の使用を控える・火気の使用禁止・換気を十分行う等の保安規程・マニュアルに沿った指示、助言ができなかったこと及び保安業務機器を携帯せず出動し、ガス漏えいの点検をマニュアルに沿った方法で実施しなかったことによるもの。 ※今回の点検方法①フレキコック（壁付元栓）を閉めた状態でガスメーターのフローチェッカーとガス警報器を確認。フローチェッカーは動いておらず、ガス警報器も鳴動していなかった。②フレキコックを開栓し機器付属コックを閉栓してガスメーターのフローチェッカーとガス警報器を確認。フローチェッカーは動いておらず、ガス警報器も鳴動していなかった。③機器が使用できるかを確認するため、機器付属コックを開けた後、点火棒でガス漏れていたメインバーナーに点火した（ところ爆発が起きた）。	珈琲焙煎機	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置（耐震）あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県は以下の措置を実施。 ・県および消防で販売事業者に対し立入検査を実施し、従業員に対する保安教育、特に緊急時連絡、緊急時対応について保安業務規程やマニュアルに沿った業務を行うことや、今回被害のあった消費者以外についても、事故事例の紹介と注意喚起を行うこと等を指示した。また、事故現場の確認を行い、消費者に対しガスの使用について注意するよう依頼するとともに、火災があった際はけがの程度等を問わず消防に通報するよう伝えた。 ・県内販売事業者に対して、今回の事故事例と、緊急時連絡・緊急時対応の方法の再確認について周知した。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・緊急時連絡および緊急時対応に関する保安教育を社内で行う。連絡を受けた際の確認事項や緊急時対応の手順・方法について再度徹底する。 ・全消費者に対し、今回の事故事例と、ガス使用機器破損時には機器を使用せず、火気の使用禁止・換気を行うことや、速やかに事業者に連絡を行うことを注意喚起する。 ・今回破損した焙煎器について、メーカーが修理を行った後、使用前点検を実施する。
2023/3/13	千葉県君津市	C2級	漏えい	一般住宅	17:00	他工事業者（解体工事業者）による供給管損傷に伴うガス漏えい	2023年3月13日（月）17時頃。解体工事業者が建物解体時にコンボで地面を掘削した際、供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。なお、当該建物は2022年4月25日（月）より空き家となっていた。 原因は、解体工事業者による供給管損傷でのガス漏えいによるもの。	供給管（塩化ビニル被覆銅管（本管（埋設部）））	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書の提出を指示し、今後は事故が発生した際に速やかに報告するよう指導した。 対策として販売事業者は、全ての消費者に対し、他工事時の連絡について記載された周知を一回/年行うことを自主保安としており、継続していく。 また、特に今回のような供給管のガスが通じている状態で行われる戸建集合各戸の解体及びリフォーム時は、特段の注意を払い、巡回を強化するよう社内で情報共有を図る。
2023/3/14	岡山県倉敷市	C2級	漏えい爆発・火災	その他店舗	10:10	フレキガス栓からフレキ管の外れによる漏えい爆発・火災	2023年3月14日（火）10時5分 テナント従業員が開店準備の為、フライヤーに点火したが、フライヤーを背に作業をしていたところ、背面に熱気を感じ同時に爆発音が生じたため、振り返ったところフライヤー付近が燃えていたため、消火器で消火作業にあたった。その間、他の従業員がフライヤーのガス栓を閉め、防災センターに通報。防災センターから消防・警察並び販売事業者の担当者の携帯電話に通報。通報を受けた販売事業者の担当者は、自記圧計、ガス検知器、フレキガス栓を事業所で業務用車両に積み込み事故現場へ向かった。現場到着後、ガスメーターが遮断していることを確認（BCガス止：地震計作動遮断）、出火元フライヤーを確認。フライヤーのフレキガス栓からフレキ管が外れていた。当該フレキ配管及びフレキガス栓を撤去して封止を行い、自記圧力計4.0kpaで10分間計測後漏れが無いことを確認した。今回の、火災によりフレキ管の一部焼損及びねじガス栓1個破損の物的損害があった。厨房機器メーカーがフライヤーの点検を行い異常が無かったため、フレキ管更新とねじガス栓の更新を行い、漏えいの確認後、供給を再開した。（18時30分） 一次原因は、フレキ管が外れたことによるものと推定される。なお、フレキ管が外れた原因は不明である。 二次原因は、周囲の環境等の影響（食用油）等によるもの。 なお、ガス警報器は設置していたが、消火作業後に鳴動。フライヤーの後ろに設置していたためと推定。	末端ガス栓（使用側）	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置（ガス漏れ連動）あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集を行った。 対策として販売事業者は、消費調査時に接続具合等の確認を行う。 また、当該可とう管ガス栓をメーカーにおいて調査依頼を行い、結果を今後の対策に反映させる予定。
2023/3/16	福井県あわら市	C2級	漏えい	その他（車庫）	11:15	他工事業者（下水道業者）による埋設供給管損傷に伴う漏えい	2023年3月16日（木）11時15分 当該敷地内で下水工事を行っていた業者から販売事業者に対し「重機により埋設配管のバルブを引っ掛けガス管が切断した。ガス漏れはテープで仮止めした」と通報があり現場出動。ガス検知液にて確認したところ、ガス漏れはなかった。 14時00分 埋設管（PE管）の修繕を完了。 なお、事故発生区域は、一つの供給設備より導管にて各戸建住宅（計17軒）に集団供給している区域内であるが、事故発生場所の建物は車庫のみであり、供給先では無かった。しかしながら、当該駐車場の現場の敷地に入って直ぐに、導管につながっている埋設バルブがあり、プラグ止めされていた。（埋設バルブには鉄製の蓋があったが業者は土で蓋が見えなかったとのこと。） 事故原因は、他工事業者による埋設ガス配管の損傷によるもの。	供給管（ポリエチレン管（不明（埋設部）））	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し工事事業者や消費者が工事を施工する際は販売事業者に事前に連絡を取る体制を整えることを周知した。 対策として販売事業者は、2023年3月29日（水）に当該団地におけるガス消費者以外の消費者を含めた全軒に他工事事故防止に関する周知を実施。またガス消費者に対しては年に1回は他工事事故防止に関する周知を実施する。

2023年 L P ガス事故概要

2024年3月末時点の情報に基づき作成されているため、内容に変更等があり得ます。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時刻	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2023/3/23	岐阜県瑞浪市	C2級	漏えい	その他店舗	0:20	業務用フライヤーの開閉コックを確実に閉止していなかったこと。	2023年3月22日(水)19時30分頃に店舗にて業務用フライヤーを使用して揚げ物の調理を実施後、ガスの開閉コックを開状態にしたが、わずかに開状態のままになっておりガスが供給されていた。ガス供給が微小のため立消えしたため、継続的にガスが漏えいしたため。 一次原因は、業務用フライヤーの開閉コックを確実に閉止しなかったこと。 二次原因は、立ち消え安全装置の無い業務用フライヤーを使用していたにも関わらず、使用後に元栓(コック)を閉止していなかったこと。 (事故発生時刻は、漏えい覚知時刻。)	業務用フライヤー(開放式)	(株)サミー	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故発生日に現地調査を実施。人的・物的被害がないことを確認し、再発防止を消費者と販売業者に指導した。 対策として販売事業者は消費者が日常的に業務用フライヤーのガス開閉コックのみで、供給の有無を操作しており、元栓のコックは常に開状態にしていたため今後は、フライヤーの開閉コックと元栓のコックで開閉の操作を行うよう指導。
2023/3/23	茨城県稲敷市	C2級	漏えい	一般住宅	11:30	他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2023年3月23日(木)11時30分頃、個人宅敷地内駐車スペース工事中に、解体業者が重機にて立ち上がり埋設管の一部を折損しガスが漏えい。解体業者より電話を受けた販売事業者が現地出動し、折損した配管を撤去し、プラグ止めにて修繕。戸建て団地内の他の供給先からの漏えいなしを確認。当該住宅については、シリンダーによる仮設供給で対応。 一次原因は、駐車スペースを工事する際に解体業者が重機で埋設供給管を折損したことによるもの。 二次原因は、解体工事に際し、工事業者は駐車スペースにガス配管がある認識がなく、販売事業者への事前確認を行わなかったことによるもの。	供給管(ポリエチレン被覆鋼管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、今回の事故情報は各販売事業所で共有し、各拠点での保安教育時に活用し、同種の事故防止に取り組む。団地周辺で解体工事などを発見した場合は社内で情報共有を行うとともに解体工事業者への注意喚起を実施する。また、事故発生時の迅速な対応と報告を行うよう再度徹底する。
2023/3/24	長野県松本市	C2級	漏えい火災	共同住宅	9:22	ガス栓とガスコードの接続部からのガス漏えい火災	2023年3月24日(金)午前9時22分 消防から建物火災との通報を受信し即時出動。(消防により9時29分までに鎮火)台所のガステーブルのガス栓とガスコードが焼損していた。消費者がガステーブルを点火し、よそ見をしていた間に出火に気が付いたがすぐに自然消火したとのこと。ガスコードが外れガス栓のヒューズ機能によりガス漏えいが止まったと思われる。ちなみに、コンロ台下のガス警報器は作動しておらず、運動しているガスメーターも遮断していなかった。 原因は、ガス栓とガスコードの接続部からガスが漏えいし、ガステーブルの火が引火したと推定される。 なお、ガス栓がコンセントタイプであり、一旦接続されると通常の引っ張り力・捻じれでは外れることは想像しがたいため、ガス漏れの発生原因については、被災したガステーブルをメーカーにて調査依頼予定。	配管(ガスコード)	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届提出を依頼した。販売事業者は、以下の対策を実施。 ・既存のガス栓は2口であったが、1口のみ使用しているため1口ON/OFFヒューズガス栓へ交換。ガスコード交換、ガステーブル接続し漏えい検査異常無いことを確認。 ・消費者へガスコードの接続方法、ON/OFFヒューズガス栓の取扱方法を説明した。
2023/3/24	京都府城陽市	C2級	漏えい	その他(福祉施設)	14:15	継手パッキンのゆるみによる埋設配管の継手部からの漏えい	2023年3月24日(金)ガスメーターB表示(微小漏えい警告)発生のため漏えい調査を行ったところ圧力降下を確認。建物引き込みバルブを閉止し手測定したところ建物内部の配管からの漏えいがないことから、ポンベ庫から建物までの埋設配管での漏えいであると判断し、埋設部のボーリング調査を実施したが漏えい箇所は特定できなかった。建物内配管と埋設配管を切り離し、ポンベを移設し仮復旧を実施した。 一次原因は、埋設配管(ポリエチレンライニング配管)の継手(メカニカル継手)部からの漏えいと推定される。 二次原因は、土圧による継手パッキンのゆるみと推定される。 なお、埋設部分は設置から20年以上経っており、現場は車が日常的に通るところではなく、地下10cm付近に埋設されていた。	配管(ポリエチレン被覆鋼管(継手部(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	
2023/3/25	鹿児島県鹿児島市	C2級	漏えい	共同住宅	14:00	運転操作ミスによるガス管継手部損傷に伴う漏えい	2023年3月25日(土)14時00分頃、賃貸マンション(34戸)の管理会社より電話にてガス漏れの通報連絡があり。引っ越し荷物運搬中の乗用車が運転操作を誤って1F駐車場鉄筋コンクリート支柱に衝突し、支柱に沿って固定されていたガス管(供給側低圧:キーロン管<硬質塩化ビニール配管>40A)を押し曲げ、フランジ接合部のネジ部が裂傷したことによりガス漏えいが発生した。バルク貯槽供給側の過流出防止弁が作動したが、32戸のメータ入口側のガス管内のプロパンガス(0.07m相当)が放出された。現場付近は吹き抜けの駐車場で、ガスが滞留する条件ではなく、追突車輛もすぐに現場から離れたため火災等の二次災害は発生しなかった。販売事業者社員が現場へ出動し、バルク貯槽供給側のバルブと34戸全戸のガスメータ入口バルブの閉止、消費者(居住者)への周知(在宅確認5件)を実施し同時にガス管の復旧作業を開始した。17時10分に復旧・確認完了後、供給再開。不在の消費者に対しては、周知文書によりガス使用不能の場合の対策を実施。現状、ガス使用不能の連絡は無し。 原因は、居住者の関係者による運転操作ミスで乗用車がガス管に追突し、ガス管継手部を損傷したことによるもの。	供給管(塩化ビニル被覆鋼管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故概要を整理し、事故報告書を作成、提出するよう指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・駐車場内ガス管について、ガス管である旨の明示(注意喚起)は対策済み。 ・汚水管、給水管と併せて、パイプガードの対策を管理会社へ依頼。
2023/3/25	神奈川県厚木市	C2級	漏えい	共同住宅	10:31	給湯器内部の電磁弁からの漏えい	2023年3月25日(土)に保安機関から共同住宅の一室で給湯器本体から漏えいがあると販売事業者に連絡が入ったため、現地調査を行ったところ、給湯器本体から漏えいを確認したもの。給湯器本体の元栓を締めた結果、漏えいが止まった。 同日、保安機関が同住宅内の、定期供給設備点検および定期消費設備点検を実施したところ、ガスメーターから給湯器までの範囲において、4.17kPaの圧力で漏えい試験を実施したところ、ガスメーターから給湯器までの範囲において、0.04kPaの圧力低下を確認。給湯器の元栓を閉めると圧力の低下がみられないため、保安機関は給湯器本体内部から漏えいが起きていると推定し、販売事業者に連絡した。 その後、販売事業者が同住宅売事業者が発生場所に対し、ガスメーターから給湯器の範囲において4.14kPaの圧力で漏えい試験を実施した。その結果、ガスメーターから給湯器までのにて同様の事象を確認したため、漏えいのあった給湯器から中古の給湯器に取り換えた。その後、販売事業者がガスメーターから中古の給湯器までの範囲において3.97kPaの圧力で漏えい試験を実施したところ、漏えいが無かった。さらに、ガスメーターから中古の給湯器の元栓(元栓は閉めた状態)までの範囲において9.01kPaの圧力で試験を実施したところ、漏えいは確認されなかったため、対応を終了した。 原因は、給湯器内部の電磁弁から漏えいしたことによるものであった。	給湯器	リンナイ(株)	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告書の提出を指導。対策として販売事業者は、今後、今回漏えいのあった給湯器と同型の給湯器が消費者先にある場合、交換する予定。
2023/3/27	広島県福山市	C2級	漏えい火災	飲食店	8:00	配管の腐食による漏えい火災	2023年3月27日(月)8時00分頃 開店前の飲食店へ物品を納入していた取引業者の担当者が、当該飲食店厨房内で作業のため電気ブレーカー操作を行ったところ、厨房の床付近から炎が発生。直ちに設置されていた消火器で消火作業を行い炎は鎮火。 その後、飲食店担当者から販売事業者に、厨房内で火災が発生した旨の電話連絡あり当該飲食店に出動。点検調査を実施したところ、厨房内床付近のガス管からガスが漏えいしている事が判明。(同時に消防・警察の立会あり) その後、ガス漏えい箇所の修繕工事を実施し、気密検査の結果異常がない事を確認後に同日15時頃にガス供給を再開。 一次原因は、床から立ち上がっていたガス配管の一部が腐食しており、腐食箇所から漏えいしたガスに電気ブレーカー操作による電気火花が引火したと推定される。 なお、当該ガス配管は、以前は食洗器に接続されていたが、食洗器撤去により不要となったため、プラグ止めされた状態であった。 二次原因は、ガス警報器(ガスメーター運動型)が設置されていたものの、電源プラグが抜かれており作動しない状況であったことによるもの。	配管(白管(不明(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ連動)あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器不明	県の行った措置としては、販売事業者に対し今後、次の事故防止措置を行うよう指導する。 ・長期間未使用、または不要でプラグ止め等をされた供給・消費配管の撤去に努めること(腐食等による事故防止) ・供給設備点検、消費設備調査時において、配管の健全性(腐食の状況等)を重点的に確認し、腐食がみられたり腐食環境下におかれた配管について、腐食防止対策を検討すること(早期の配管更新、腐食に強い配管材質への転換等) 対策として販売事業者は業務用消費者に対し、ガス警報器が設置されているガス警報器の電源プラグを抜かない様、書面で注意喚起を行う。
2023/3/27	長崎県長崎市	C1級	漏えい爆発	共同住宅	0:20	原因不明による未使用側ガス栓からの漏えい火災	2023年3月27日(月)0時20分頃、地域住民から集合住宅でガス爆発が発生したと119番通報があり、同日1時頃に消防から販売事業者への連絡で、担当が現地へ出動した。販売事業者が現地で事情を確認したところ、ガスコンロの使用時にガス爆発が発生。それに伴い台所の壁、天井、窓、玄関ドア等が破損。また、住民(消費者)が顔や腹に火傷を負い病院に搬送(命に別状なし)されたとのこと。現場では2口ガス栓の元栓が両方開いており、左側は未使用(＋ガス栓キャップ)で、右側にはガスホース＋コンロが接続されていたとの事であった。台所付近(壁や床部)の損傷が大きかったことから、台所周辺でガスが漏えいしガスコンロから引火した可能性が高いと考えられるが、販売事業者が現場にてガス配管やガス栓に接続されていたガスホース、コンロからの漏えいを気密検査により調査した結果、いずれからも漏れは確認されなかった。一方、未使用側のガス栓のガス栓キャップが吹き飛んでいたことから、未使用側のガス栓から微量にガスが漏えいし、ガス爆発につながったものと推測される。なお、消防による調査の結果、事故原因は「滞留していたガスに何らかの火源が引火して爆発したものと推定する。」とされている(11月1日確定) 一次原因は、現場のガス栓はヒューズコックであり、未使用側にはガス栓キャップも取付けられていたが、ヒューズ機能が作動しないレベルの微量のガス漏えいが発生したもの。(漏えい発生の原因は不明) 二次原因は、台所のガス漏れ警報器は物品で塞がれており、室内も臭気がしていたことから、ガス漏えいに消費者が気づけなかった、もしくは鳴動音が聞こえなかったと推定。	末端ガス栓(未使用側)	矢崎	2口ヒューズガス栓	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集及び再発防止策を指示。 対策として販売事業者は、消費者に対する周知の際に以下の項目を強調実施。 ①ガス爆発事例、発生原因の紹介。 ②(保安点検拒否物件に対する)保安点検の強化、ガス警報器の重要性説明、取付促進。 ③ガス栓の使用方法(使用しない場合は開栓しないなど)、警報器周りに物を置かないことなどの注意喚起。
2023/3/27	熊本県熊本市	C2級	漏えい	一般住宅	10:00	他工事業者(駐車場工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2023年3月27日(月)に、消費者宅において駐車場造成工事中、重機(パワーショベル)を用いて掘削工事を行っていたところ、ガス埋設配管に気づかず破損させたもの。ガス漏れの通報後、ガス埋設配管の引き込み部分にて破損した配管を切断し、プラグ止めを行った。応急措置後、漏えい検査及び気密検査を実施したが、異常はなし。 原因は、ガス埋設部に目印杭があったものの、他工事業者が配管部に気づかず掘削工事を行い、供給管を破損させたことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器不明 ・マイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故の状況及び原因等を聴取し、消費者等へ工事の事前照会を行うよう周知・啓発活動の実施を要請した。 対策として販売事業者は、今後消費者宅を訪問する際は、「住宅工事等によるガス事故を防ぐために」等のチラシを配付するとともに注意喚起をすることとした。
2023/3/28	神奈川県座間市	C2級	漏えい	一般住宅	12:07	調整器のユニオン部分からの漏えい	2023年3月28日(火)12時07分、消防から供給設備付近でガス臭がするとの連絡があり、火気厳禁及び容器バルブの閉止を依頼するとともに、販売事業者の担当者が現場に出動した。現場到着後、ガスメーターの表示には異常がないことを確認。石鹸水により供給設備の漏えい試験を実施したところ、調整器ユニオン部分から漏えいが発生していることを確認した。供給設備周辺は多数の脚立置場となっており、脚立が調整器に衝突し、漏えいが発生したと推定される。これらを踏まえ、販売事業者の担当者において調整器の位置を従前の設置箇所より高くする改善工事を行った。また、消費者に対し脚立置場の移動を依頼した。その後、漏えい試験の実施を行い、漏えいのないことを確認し措置を完了した。 一次原因は、調整器のユニオン部分からの漏えいによるもの。 二次原因は、供給設備の周辺は脚立置場となっており、脚立が調整器に接触した可能性が推定される。	調整器(自動切替式)	I・T・O(株)	AXS-8UA	・ガス放出防止器あり ・マイコンEあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指導した。販売事業者は消費者に対し、今回の事象の説明を行い、脚立置場の移動を依頼した。また、調整器を従前の設置位置より上部に移動する改善工事を実施した。

2023年 L P ガス事故概要

2024年3月末時点の情報に基づき作成されているため、内容に変更等があり得ます。

年月日	発生場所	事故分類	現象被害状況	建物用途	発生時刻	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2023/3/31	沖縄県浦添市	C2級	漏えい	飲食店	9:00	ガスの元栓の開閉ミス及び業務用コンロの操作ミスによる漏えい	飲食店において、前日の営業を終えた際にガスの元栓(ヒューズコック)を閉止しておらず、さらに後片付け中に元栓からガスホースで接続されている鍋物コンロの器具栓コックを誤って開けてしまい、鍋物コンロの燃焼口からガスが漏えいした。また、ガスメーターとガス警報器は連動されていたが、警報器のコンセントを抜いておりガスメーターの遮断が行われなかったため室内にガスが溜まった。 原因は、消費者のガスの元栓の開閉ミス及び業務用コンロの操作ミスによるもの。	中間ガス栓	マツイ機器	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し消費者への周知徹底を口頭指導した。 対策として販売事業者は、消費者に全容を説明しガス警報器のコンセントを抜かないように周知、さらに新しくコンセントを増設してガス警報器も作動しているか見えやすい位置に移動した。
2023/4/3	愛知県名古屋市	C1級	漏えい火災	その他(公園)	15:20	容器とホースの接続状態不良による漏えい火災	2023年4月3日(月)14時30分頃、公園内通路で営業中のキッチンカーで、容器を交換した際に容器(調整器)とホースの取り付けが不十分であったため接続部からガスが漏えいした。その状態で燃焼器に点火したため、ガスに引火し火災が発生。車内で作業をしていた2名の従業員は自力で消火に成功したが、その際に火傷を負い、うち1名は救急車で搬送された。消費者に液化石油ガスを販売した販売事業者は同日夕方、本事業の報道を見た他の販売事業者から連絡を受け、自社の販売先であることを認識。その後、販売事業者から消費者の従業員に連絡し状況を把握したが、火は消えているとの報告であったため、即時の緊急対応は実施せず、翌日に消費者事務所ににて保管されていたボンベの回収を行った。 一次原因は、従業員が調理作業中に容器が空になったため、新しい容器に交換した直後に、新しい容器(調整器)とホースのつなぎ目付近から出火したことから、容器とホースの接続状態が不良であったと推定される。 二次原因は、容器の交換作業完了後に接続状態の確認を怠って使用したため。	調整器(単段式)	桂精機製作所	SKL-5B	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	・販売事業者に対し、発災した容器の速やかな状況把握と適切な管理について下記の指導。 ・事故発生時の保安機関としての適切な駆け付け体制の指導 ・消費者に対する周知の徹底について指導 対策として販売事業者は、消費者に周知する際に本事故事例を踏まえて容器とホースの接続について注意喚起を図る。
2023/4/4	北海道札幌市	C2級	漏えい	一般住宅	18:02	メータ入口側のメータユニオンの緩みによる漏えい	2023年4月4日(土)18時02分、消防に「近隣住宅周辺がガス臭い。」と近隣の住民より通報があり、消防が出動。建物屋外に設置されたLPガス容器(20kg 2本)付近でガス臭を確認するとともに、可燃性ガス測定器により可燃性ガスを検知したため、当該容器のバルブを閉止した。 消防の臨場要請により保安機関の職員が現場に到着し、漏えい箇所を確認したところ、ガスメーターユニオン(配管接続部)入口側からガス漏えいを検知したため増し締めを行い、漏えいが無いことを確認して19時01分に作業を終了した。後日、販売事業者の担当者が発泡液にて、供給部まわりの漏えいがないこと及び宅内からの圧力による漏えい検査を実施し、漏えいがないことを再度確認した。後日、容器の移送及び配管工事を実施予定。 一次原因は、ガスメーター入り口側ユニオン部からのLPガス漏えいによるもの。 二次原因は、屋根からの落雪があり、それがガスメーターに直撃した結果、ガスメーター入口側のメータユニオンが緩んでガスが漏えいしたものと推定される。	供給管(鋼管(継手部(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し供給設備の設置場所について、落雪の影響を受けるおそれのない場所へ移設を検討するよう指示した。販売事業者は、雪害対策として供給設備の設置場所を移設し、配管はより強度のある転造ネジ施工とする対策を実施。
2023/4/5	福岡県久留米市	C2級	漏えい	一般住宅	14:25	容器交換時の高圧ホース接続ミスによるガス漏えい	2023年4月5日(日)14時25分頃、戸建て住宅の、消費者から販売事業者に高圧ホースの外れとガス漏れ音についての通報があり、販売事業者と配送事業者が現地へ急行したが、消費者自身で容器バルブを閉止し、ガス漏れは止まっていた。現場の状況を確認したところ、供給用と予備用の50kg容器2本立てのうち、供給側容器と高圧ホースが未接続の状態 で供給側高圧ホースからの漏えいであった。供給側高圧ホースを接続し、ガス検知器及び圧力保持による漏えい検査を実施し異常がないことを確認した。 一次原因は、配送事業者が容器交換作業時に容器と高圧ホースを未接続の状態 で作業完了したことによるもの。 二次原因は、配送事業者が容器交換後の確認作業を怠ったことによるもの。	高圧ホース	矢崎エナジーシステム(株)	NX6S	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故の詳細な報告をすること ・ヒューマンエラーが起因とした事故の再発防止に向け社内教育の実施をすること。 対策として販売事業者は、配送事業者の配送業務に携わる全従業員に対して当該事故の周知を行い、安全教育及び容器交換時等供給設備点検事項の再確認を実施。
2023/4/11	新潟県長岡市	C2級	漏えい	一般住宅	8:00	他工事業者(看板設置業者)の杭の打ち込みによる配管の損傷に伴う漏えい	2023年4月11日(火)8時00分頃、地域住民からガス臭がすると販売事業者に連絡があった。販売事業者は現地到着後にガス検知器を用いて確認をしたところ、公園に設置された選挙用看板の設置杭の一部からLPガスが漏えいしていることを確認した。LPガス集団供給配管を使用している地域(29世帯)のため、直ちにLPガス容器の閉栓を行い、地域住民の方にLPガス閉栓を伝達した。その後、看板設置業者、自治体、消防立会いにて掘削作業をし、LPガス地中埋設管に杭による2ミリ程の穴を確認した。同日午後、配管の修繕と漏えい検査を実施して異常が無い事を確認してから地域住民の方にお知らせをした。この杭は、4月3日(月)に看板設置業者による看板の施工がされた後、8日(土)に強風が吹いたため10日(月)に杭の追い打ちがされていた。 なお、LPガスの漏えい数量は推定5㎡程度であった。 原因は、看板設置業者の杭の打ち込みにより地中内に有るLPガス埋設配管が損傷したことによるもの。	供給管(ポリエチレン管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器不明 ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故原因の聴取を実施した。 なお、聴取内容は次のとおり。 ・昭和の代に地域のLPガス供給として、公園をとるような配管を設置し、町役場に図面を提出していたが、表示杭は打っていなかった。 ・この公園はこれまでも選挙の看板を継続的に掲示しているところであるが、今回の選挙期間に風が強かったこともあり、通常より深く杭を打った。(通常約50cm、埋設管深約70cm) ・そのため、これまでは問題がなかったが、今回埋設配管に傷をつけてしまった。再発防止として表示杭を打つ。とのことであった。 (県の所見)他工事業者による埋設管損傷は最近事故件数が増加しているところではあるが、杭についてはあまりないものと思われる。 対策として販売事業者は、公園敷地の端2ヶ所に目印の杭(LPガス埋設配管通り)を設置して、施工の際には確認をするよう対策を実施。
2023/4/12	石川県金沢市	C2級	漏えい	共同住宅	12:30	他工事業者(リフォーム業者)による供給管損傷に伴う漏えい	2023年4月12日(水)12時30分頃、建設業者が4階建て共同住宅(容器50kg×5本)の1階部分(空きテナント)の内装工事中に、床コンクリート破砕機で工事を行ったところLPガス埋設管供給管を損傷し、ガス漏れが発生した。建設業者が容器のバルブを早急に締めガス漏れを止めたのち、販売事業者が緊急出動し供給管の取り換えを行い、16時00分頃復旧し供給再開した。 一次原因は、建設業者が埋設供給管について把握していなかったことによるもの。 二次原因は、改装工事業者及び管理会社からの、工事の事前案内が販売事業者になかったことによるもの。	供給管(白管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し再発防止に努めるよう指導。販売事業者は、ガス設備・配管及び周辺の改修改装工事の開始前に管理会社及び工事業者から報告をするよう依頼。
2023/4/12	埼玉県久喜市	C2級	漏えい	一般住宅	14:15	調整器の劣化によるガス漏えい	2023年4月12日(水)14時15分、消防より近隣住民がガスのにおいを感じし、販売事業者に通報。配送事業者がボンベ等を確認した所、調整器からガスが漏れていることを確認後、販売事業者が出動し、調整器を交換してガスの漏えいがないことを確認の上、15:50頃供給を再開した。 一次原因は、調整器の劣化によるもの。 二次原因は、供給設備点検不備によるもの。(製造年月日が不明となっていたが、そのまま確認をしていなかった)	調整器(自動切替式)	(株)日豊	やすらぎ	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、調整器の期限管理を検計時に再調査し、コンピュータ管理を行い漏れが無いようにする。
2023/4/13	愛知県刈谷市	C2級	漏えい	飲食店	13:30	コンロ内のマイクロスイッチからの漏えい	2023年4月13日(木)13時30分頃、消費者から販売事業者に「コンロ周辺がガス臭かったり、しなかったりする」と電話連絡があった。販売事業者が消費者の元で調査した結果、配管等からの漏えいは無く、コンロから漏えいしていると判断した。消費者がメーカーに修理依頼するとの事だったので、メーカーでの修理及び再調査までの使用禁止と伝えて当日の対応は終了。 4月19日(水)13時30分頃、「修理終了」と連絡で、販売事業者が再調査したところ改善見られず、①再度使用禁止、②メーカーの再修理時に立会希望し、4月21日(金)11時20分頃、販売事業者がメーカー修理に立会。コンロ内のマイクロスイッチを交換後の再検査の結果漏えいなし。 原因は、マイクロスイッチからの微量に漏えいによるもの。	業務用レンジ	タニコー(株)	TGU-75	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ連動)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届を提出するよう指導した。
2023/4/14	千葉県野田市	C2級	漏えい	共同住宅	10:58	他工事業者(解体業者)による配管の損傷に伴う漏えい	2023年4月14日(金)14時40分 解体業者から販売事業者に「解体中のアパート敷地内で配管を傷つけてしまった。」と連絡あり。 同日15時10分頃 販売事業者が現地に到着。現場調査で供給管(集団供給方式の分岐管)から漏えいしていたことを確認、供給元の容器置場内の元バルブを閉栓し、供給先(19世帯)への事情説明と個別容器立ての仮設供給工事を実施。同日20時00分頃 仮設供給工事が完了し、現場を撤収した。 4月19日(水) アパート敷地境界の埋設配管にてPEキャップ止めを行い、気密試験で問題ないことを確認し集団供給を再開した。 一次原因は、解体業者の注意不足によるガス配管破損によるもの。 二次原因は、解約した供給先(消費者等)への周知不足によるもの。	配管(金属フレキ管(本管(埋設部)))	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書の提出を指示。 対策として販売事業者は、集団供給方式の契約者への周知徹底(注意喚起)及び保安教育等での情報共有の実施。
2023/4/15	埼玉県東松山市	C2級	漏えい	その他店舗	10:30	他工事業者(内装工事業者)による配管損傷に伴う漏えい	2023年4月15日(土)10時30分頃、部屋の内装工事をしていた業者が建物内部の配管を誤って切断し、ガスが漏えいした。このため内装工事業者は、ガスメーターの出口側近傍のコックを閉止し、LPガスの供給を停止させたが、建物管理会社及び販売事業者はこの事実を連絡しなかった。4月16日(日)10時30分頃、当該部屋の消費者が、ガスメーターの異常に気が付き、配送委託会社に連絡した。その後、配送委託会社から販売事業者に連絡があった。同日の11時に販売事業者が事故現場に臨場し、ガスメーターを遮断した。LPガス設備の復旧工事は4月18日(火)に完了し、同日、LPガスの供給を再開。 原因は、内装工事業者が台所の床下に設置されていたLPガス配管について、LPガス配管だと気付かず切断したことによるもの。なお、管理会社に確認したところリフォームについては承知していたが、ガス配管変更を伴う工事は認識していなかったとのこと。	配管(不明(本管(露出部)))	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	販売事業者は、以下の対策を実施。 ・工事の際には連絡をいただくように管理会社、リフォームの責任者に経済産業省発行の「他工事対策パンフ」を持って、説明。また、オーナーへ配管図面の確認をしていただき、施工を許可する際に販売事業者へ連絡をしていただくよう依頼。 ・同様なことが起きないように、管理会社、オーナーへの「他工事対策パンフ」による周知を実施。
2023/4/17	静岡県三島市	C2級	漏えい爆発	一般住宅	15:00	未使用側ガス栓の誤開放による漏えい爆発	2023年4月17日(月)15時頃、消費者がコンロでお湯を沸かそうとした際に台所内で爆発が発生した。4月18日(火)8時35分頃、消費者より販売事業者に連絡が入り覚知となった。販売事業者の担当者が現場に急行、台所に設置されている流し台が傾倒しており、2口ヒューズガス栓の未使用側の未使用側が開いている事を確認し圧力保持による内管漏えい検査を実施した結果、圧力低下を確認。未使用ガス栓を閉止後に改めて圧力保持による内管漏えい検査を実施した結果、異常の無い事を確認。当該ガス栓を撤去して1口ヒューズガス栓への交換作業後に改めて圧力保持による内管漏えい検査を実施した結果、異常の無い事を確認した。また、現場に設置されていた当該ガス栓についてはメーカーへ調査を依頼した。 原因は、未使用側ガス栓の誤開放により漏えいしたガスに、コンロ点火の際の火花が起因となり爆発したものと推定される。	末端ガス栓(未使用側)	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し以下の事項を口答指導した。 ・消費者に対し、未使用ガス栓に対しての注意喚起をし、一ロガス栓への交換または未使用側ガス栓への誤開放防止カバーの装着の周知を徹底すること。 対策として販売事業者は、当該ガス栓から1ロヒューズガス栓へ交換した。

2023年 L P ガス事故概要

2024年3月末時点の情報に基づき作成されているため、内容に変更等があり得ます。

年月日	発生場所	事故分類	現象 被害状況	建物用途	発生時刻	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	メーカー	型式	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
2023/4/17	大分県大分市	C2級	漏えい	共同住宅	14:30	他工事業者（舗装工事業者）による供給管損傷に伴う漏えい	2023年4月17日（月）14時半頃、共同住宅の敷地内において、舗装工事業者から「アスファルトの掘削工事中に誤って埋設配管を損傷させた。」と販売事業者へ連絡があった。販売事業者が供給管の継手部分からのガスの漏えいを確認し、仮設配管による応急措置を行い消費者等へのガスの供給の確保した。 原因は、舗装工事業者がアスファルト舗装改修工事の着工前に、販売事業者と現地等で埋設配管の位置等の打合せをせずに工事を着工したことによるもの。	供給管（塩化ビニル被覆鋼管（継手部（埋設部））	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・事故届の提出を指示。 ・2023年9月27日（水）に県が行った立入検査で告知し、事故届を提出するよう指導した。 対策として販売事業者は、事故を発生させた当該他工事業者に対し、同様の工事の着工前には、販売事業者と現地等で埋設配管の位置等の打合せをするよう依頼。
2023/4/18	宮城県仙台市	C1級	漏えい火災	飲食店	11:00	末端ガス栓取替工事中のガスバージ作業不備による漏えい火災	飲食店から販売事業者へ、ガス栓の作動不良による交換依頼があり、依頼を受けた販売事業者の従業員が当該末端ガス栓を交換する際に、調整器出口の中間ガス栓閉止にてガス供給を停止し、当該ガス栓を交換するため取り外したところ、ガス配管内の残ガスが放出され、付近にあった「炭火」が着火源となり引火し、作業に従事した販売事業者従業員1名が負傷（額及び両手に火傷を負った）したものの。 原因は、末端ガス栓取替工事に配管内に残っているガスのバージ（ガス抜き）作業を怠ったこと及び作業箇所付近の火源（炭火）の存在を確認しない等、火気確認を怠ったことによるもの。	配管（不明（本管（露出部））	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置（ガス漏れ連動）あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり	県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出及び再発防止策の検討を指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 1. ガス栓の取替作業を含め、消費設備に関わる工事、作業を実施する際は、調整器出口の中間ガス栓を閉めた後、他のガス器具を点火して配管内のガスが無くなったことを確認してから作業を行う。必要に応じて、開放部には仮キャップ等の措置を講じる。 2. 配管作業時には、作業箇所付近に火元が無い事を確認したうえで、作業を実施する。上記対策について、速やかに各支店内で周知を行い、再発防止を徹底する。
2023/4/18	大阪府大阪市	C2級	漏えい	その他店舗	18:48	他工事業者（リフォーム業者）による配管損傷に伴う漏えい	2023年4月18日（火）18時48分、遊技場内の台所で壁面撤去を伴うリフォーム作業中であったが、消費者（遊技場従業員）がガス臭に気づき、LPガス容器のバルブを閉止し、その後販売事業者緊急指令センターを通じて保安機関へ出動依頼。併せて販売事業者の事業所へ連絡。 19時12分頃 保安機関職員現場到着。ガス配管の根本が折損している状況を確認。リフォーム工事中にガス配管を折損したと思われる。その後、販売事業者の当直担当者が現場到着し、情報共有。なお、消費者によりバルブが閉鎖されていたため、保安機関による特段の措置はなし。当日の修繕は困難であったため作業を終え、翌日上記事故についての情報を整理した後、消防へ報告。4月20日（木）、販売事業者により配管修繕工事済。 一次原因は、リフォーム工事中に立ち上がりガス配管の一部を折損したことによるもの。 二次原因は、リフォーム工事業者による作業中の確認不足によるもの。	配管（白管（本管（埋設部））	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	府の行った措置としては、販売事業者に対しガス漏えいの危険性について教示。また、ガス配管付近で工事作業を行う際は関係各所と事前に連絡調整するよう指導した。すでに関係者及び保安機関によりガス停止措置が講じられており、保安の確保がなされていたため立入検査については未実施。対策として販売事業者は、当該店舗関係者に注意喚起を実施。ガス配管付近の工事等を行う場合は、事前にLPガス業者に連絡するよう指導済。
2023/4/19	北海道札幌市	C2級	漏えい	共同住宅	12:03	マイコンメータ入口側の配管と継手部からの漏えい	・2023年4月19日（水）12時03分、「当該共同住宅2階でガス臭がある。」と訪問者から通報があり、消防が出動した。建物2階でガスの臭気を確認し、容器バルブを閉止し、消防の臨場要請により、保安機関の職員が現場に到着し、職員により臭気の強い部屋を確認したところ、室内にあるマイコンメータ入口側の配管と継手部分の間からガス漏えいを検知したため増し締めを行い、漏えいが無いことを確認した。4月20日（木）、保安機関担当者にて建物全居室の宅内からの圧力による漏えい検査を実施し、全居室漏えいがないことを確認した。 （継手部からの漏えい） 二次原因は、ガスメータの警報表示が微小漏えい（BR）を表示していたにも関わらず、原因の確認と調査を怠ったことによるもの。	供給管（鋼管（継手部（露出部））	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	道の行った措置としては、販売事業者に対し従業員の保安教育時に周知を徹底するよう指導した。 対策として販売事業者は、毎月の検針時に警報表示を確認した際は、原因の確認と調査を徹底する。また、充てん事業者と配送サイクルを再検討し余裕を持った配送日程を設定する。
2023/4/23	茨城県かすみがうら市	C1級	漏えい火災	飲食店	4:12	消費者が足にホースを引っかけガス栓から外れたことによる漏えい火災	2023年4月23日（日）14時12分頃、消費者（飲食店従業員）がガス器具に接続したゴムホースに誤って足をかけ、ガス栓を破損したことにより、ガス漏えい及び引火が発生、消費者が火傷（軽傷）を負った。14時49分頃、消費者から販売事業者に連絡が入り、販売事業者社員が現場に向かい応急措置を行った。破損したガス栓以外、出火による焼損はなし。 なお、火傷を負った飲食店従業員は病院に搬送され、全治2週間の診断。 一次原因は、ガス器具とガス栓との距離があり、床上にゴムホースを這わせて使用していたために消費者がホースに足をかけてしまったことによるもの。 二次原因は、ホースが引っ張られた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことによるもの。	末端ガス栓（使用側）	不明	フレキ&ヒューズ栓	・ガス放出防止器あり ・マイコンEBあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	対策として販売事業者は、ガス配管を延長し、ガス栓の設置位置をガス器具と近づけることによりゴムホースを短縮して足をとられることのないように対策を実施。（2023年4月25日（火）施工）
2023/4/26	鳥取県鳥取市	C2級	漏えい	一般住宅	15:39	他工事業者（解体業者）による供給管の損傷に伴う漏えい	2023年4月26日（水）15時3分頃、戸建住宅（2021年10月24日（日）より空き家）を建設業者が解体中に、ガスメーターに気づかず重機にて家屋の壁を解体。壁に固定されていた供給側ガス配管をガスメーター入口側根本埋設部より折損しガスが漏えいした。 一次原因は、建物の裏側にあったガス設備（配管等）を解体業者がが確認せずに解体作業を実施したこと。加えて、解体作業に入ることガ事業者に連絡をしなかったこと。 二次原因は、当該戸建住宅が集団供給先であったにも関わらず、引き込みバルブが閉まっていなかったことによるもの。 なお、引き込みバルブは前の住宅所有者の残置物により、メーター閉栓時に発見できず閉じないままになっていた。事故発生時は残置物が片付いており、引き込みバルブを発見し閉止した。	供給管（プラスチック被覆鋼管（継手部（埋設部））	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置（耐震）あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし	県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・情報収集と産業保安監督部への報告。 ・他工事業者及び消費者等と緊密に連絡を行うよう指導した。販売事業者は、以下の対策を実施。 ・集団供給先での閉栓は引き込みバルブ設置位置を確認してから閉栓作業をおこなうことを徹底する。 ・引き込みバルブ設置位置に閉栓時に移動できないものがある際は、その物を移動をお願いし移動が完了した際に消費者より連絡をもらい再度現地訪問し引き込みバルブの閉栓作業をおこなう。 ・空き家になる際にはガス設備が残っていることを周知できるよう、次の所有者・買取業者が決まっているなら聞き取りを行う。 ・当該、建屋は所有者の許可を得て敷地内引き込み管を撤去する予定。
2023/4/28	佐賀県伊万里市	C1級	漏えい爆発	一般住宅	10:30	機器の内部配管と交換部品との接続部パッキンの装着不備によるガス漏えい爆発	2023年4月28日（金）午前10時30分頃、消費者宅のビルトインコンロの部品交換（点滅器総組立）を行い点火試験をしたところ、部品機器内に漏れ出たガスに引火し小爆発を起こした。人身や建物への被害はなし。 原因は、機器の内部配管と交換部品の接続部パッキンの装着不備によるもの。	ビルトインコンロ	不明	不明	・ガス放出防止器なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置（ガス漏れ連動）あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集、詳細な報告指示。対策として販売事業者は、機器の部品交換時には、必ず検知器か自記圧力計での漏えい検査を行ない、漏れがない事を確認し消費者へ渡すこととする。
2023/4/28	石川県加賀市	C2級	漏えい	飲食店	12:15	消費者の壁補修による配管損傷に伴う漏えい	2023年4月28日（金）12時15分、消費者より販売事業者に、「自身で壁の補修をした際に誤って配管に釘を刺してしまいガスが漏れた。」と連絡。事業者は「ガスの使用禁止・バルブを閉めるように」と指示して出動。 事業者が現場にてガスメーターを確認すると「O遮断（流量オーバー）」でガスが止まっていた。ガス漏れの位置を確認するためにメーターの復帰を試みるも復帰できず。消費側配管のソフレックス（露出配管）に釘を刺してしまったと申告があったが、狭いところに配管されていたため位置の特定が困難と判断し配管の引き直しを行う。（ソフレックス15A約13M） 14時36分、配管工事後漏えい検査・気密検査を行い漏れなしを確認しガス供給を再開。 原因は、消費者が壁の補修をしていた際に誤って配管に釘をさしたことによるもの。	配管（配管用フレキ管（不明（露出部））	不明	不明	・ガス放出防止器あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし	県の行った措置としては、販売事業者に対し消費者及び工事施工業者等にガス配管の存在や工事の際の注意点について周知するよう指導した。 対策として販売事業者は、周知を行う。
							5月以降に発生した事故事例は、現在編集作業中です。もししばらくお待ちください。					